

令和5年第5回（9月）定例会

【追加】議案参考資料

【単行議案】

議第78号 土地改良事業の施行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1P

議案参考資料
令和5年9月定例会

議第78号

土地改良事業の施行について

区分

その他

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆提案の要旨・目的 令和5年5月の豪雨により被災した農地及び農業用施設に係る災害復旧事業の施行について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要 ①農地 1か所（1工区）小田 復旧延長 32m ②施設（水路）1か所（1工区）小田 復旧延長 8m</p> <p>◆提案の根拠法令 土地改良法 （急施の場合） 第87条の5 第85条から前条までに規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に第2条第2項第5号の土地改良事業を行う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事計画を定めてその事業を行うことができる。 （準用規定） 第96条の4 第96条の2第1項の規定により行う土地改良事業には、第36条第1項及び第5項から第8項まで、（略）第87条の5、第88条第19項及び第20項、第90条第4項並びに第93条の規定を準用する。この場合において、（略）第87条の5第1項中「第85条から前条まで」とあるのは「第96条の2から第96条の4まで」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と（略）読み替えるものとする。</p>		<p>【市民参加の状況】</p> <p>【政策等の効果及び費用】 ※関係する予算を9月補正（第6号） 予算 5,667千円（国庫災害分）</p> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
【第7次宮津市総合計画との整合】			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料
		農林水産課 産業基盤係（45-1627）	・災害復旧事業施行位置図

議第78号